

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

白 山 市 長

申告者 住所（所在）
(納税義務者) フリガナ
氏名（名称）

個人番号（法人番号）
電話番号 —

地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けるため、市条例附則第16条第2項の規定に基づき次のとおり申告します。

所在・地番	白山市	家屋番号	
種類		構造	
床面積	m ²	居住用床面積	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
提出期限を経過した理由	※初めて課税される年度の初日の属する年の1月31日までに提出できなかった場合のみ記入してください。		
添付書類	・ 地方公共団体が発行した長期優良住宅の認定通知書（写し）		

～～～ 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額 ～～～

■対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅であること。

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
2. 令和13年3月31日までの間に新築された住宅
3. 住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅
4. 住宅部分と住宅以外の部分とがある場合（併用住宅等）は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅

■減額される範囲

1戸あたり120㎡相当分（居住部分に限る）の固定資産税に限る。

■減額される額

上記の減額範囲に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

■減額期間

新築から5年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分）

■提出書類

次の書類を初めて課税される年度の初日に属する年の1月31日までに提出してください。

1. 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
2. 地方公共団体が発行した[白山市役所建築住宅課]長期優良住宅の認定通知書（写し）

■提出先

白山市役所総務部資産税課[本庁舎2階]

■その他

長期優良住宅に対する減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用されません。（複合適用はできません。）